令 和 六 年 六 月 十 八 H

第 五. 百 <u>Fi.</u> 号

増

刊

(1)

目 次

令 (第四号)

○福岡県住民基本台帳ネットワ クシステム運用管理規程の一部を改正

(行財政支援課)

選挙管理委員会

する訓令

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の 一部改正

(行財政支援課)

: :: ::

訓 令

福岡県訓令第四号

本

庁

先 機 関

出

育 庁

教

監查委員事務 局

察

人事委員会事

務局

本 部

福岡県住民基本台帳ネット ġ クシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次の

ように定める

令和六年六月十八

福岡県住 民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する

福岡県知事

服部

誠太郎

訓

1

岡県住民基本台帳ネットワー ・クシステム運用管理規程 (平成十四年八月福岡県訓令

第十一

題名を次のように改める 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システム運

用管理規程 「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」 の 下 に 「及び福岡県附票連携

第 一条中

システム」を加える

示第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステムの」に改め、 第二条第一号を削り、 同条第一 二号中 「住民基本台帳ネットワー クシステム 同号を同条第 0 を

同号の次に次の一号を加える

通信関係装置及びプログラム等により構成されるシステムをいう。 県が整備し、 福岡県附票連携システム 運用管理を行うもので、 告示第一 附票県サーバ、 の二に規定する附票連携システムのうち、 端末機、 電気通信回 線、 電 本 気

+ 規定する附票機構サー 五号とし、 存若しくは」に改め、 第二条第三号中 「又は機構サーバに保存又は」を「若しくは告示第一の六に規定する機構サー 第 項に規定する附票本人確認情報をいう。 同条第三号の次に次の 「第一の三」 バに保存若しくは記録された附票本人確認情報 「同じ。 を「第一の四」に改め、 号を加える。 の下に「又は附票県サーバ若しくは告示第一の七に 以下同じ。 同条第五号を削り、 を加え、 (法第三十条の四 同号を同条第 同条第四号 -バに保

四 するものをいう。 附票県サーバ 告示第一 の五に規定する附票都道府県サー バであって本県が管理

票連携システム」を加え、 一条第六号中 「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」 同条中第七号及び第八号を削り、 第九号を第七号とし、 の 下 に 「及び福岡県附

号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる

システム」 第三条中 を、 「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」 本人確認情報」 の下に 「及び附票本人確認情報」 の 下 に 「及び福岡県附 を加える 票連携

第四条から第七条までの規定中 「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」 の下に

|及び福岡県附票連携システム||を加える

票連携システム」 第八条第一項中 を、 「福岡県住民基本台帳ネットワ 一県サー の 下 に 附票県サー ークシステム」 を加える の 下 に 「及び福岡県附

号 0) 一部を次のように改正する

毎週火金曜日 定期発行日

秦病院

筒井一一三一一

を

秦病院

つくし会病院介護医療院

乙金三一一八一二〇

える。 第十条(見出しを含む。)中「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を加

び福岡県附票連携システム」を加える。 第十二条及び附則第二項中「福岡県住民基本台帳ネットワークシステム」の下に「及

水城病院介護医療院

通古賀三-一〇-一

を

病院

太宰府市の表中

則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十九号

員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委

病院 北九州市(八幡西区)の表中

福岡県選挙管理委員会委員長

藤 井

克 己 令和六年六月十八日

正和なみき病院 " " 東王子町一三一一 を

香月中央三-二-一五 に改める。

末廣医院介護医療院

病院

大野城市の表中

正和なみき病院

東王子町一三-一

に改める。

筒井一一三一一一

老人ホームの表中

坂本一-四 一六

介護医療院さくら

水城病院介護医療院

通古賀三-一〇-一

に改める。

そんぽの家S姪浜 介護老人福祉施設下山門 介護老人福祉施設下山門 石丸三-三八-七 下山門四一六一一 下山門四一六一一 を

に改める。